

**新型コロナウイルス感染症に係る茨城県非常事態宣言を踏まえた  
建設工事及び建設コンサルタント業務の対応について**

令和3年8月17日  
茨城県土木部

土木部発注の建設工事及び建設コンサルタント業務における感染拡大防止対策について、令和3年8月16日付けで、県において非常事態宣言を行い、同日付けで知事から関係団体宛通知「茨城県非常事態宣言における要請について」が発出されたことから、下記のとおり対策を強化することとしましたのでお知らせします。

記

**1 電子契約の積極活用について**

電子契約については、現在、建設工事は土木一式工事で予定価格3,000万円以上、建設コンサルタント業務は予定価格が1,000万円以上を対象案件としていますが、今後は対象案件以外についても、電子契約ができることとしました。

なお、すでに公告、又は指名通知がされた案件で、対象案件でない場合についても、落札決定後、発注者にお申し出いただければ、電子契約が可能です。

**2 見積書提出における電子メールの活用について**

見積書の持参に代えて、電子メールによる提出ができますので、ご活用ください。

**3 余裕期間制度の活用について**

工事の発注にあたっては、非常事態宣言下で、技術者、現場代理人及び作業員その他の労働力や資材・機材等の確保に支障を来すおそれがある場合は、余裕期間制度（発注者指定方式及び任意着手方式）を活用します。

**4 工事現場における技術者等の交代について**

施工中の工事現場において、新型コロナウイルス感染症の罹患が発生した場合については、以下を目安として対応することとします。

(1) クラスター発生	一時中止。
(2) 技術者等に感染者発生 (1)の場合を除く	交代。退院後、復帰可。交代できない場合は、一時中止。
(3) 技術者等に濃厚接触者発生 (1)及び(2)の場合を除く	自宅待機の間、適切な施工ができる体制を確保。

なお、発生した場合の具体の対応については、必ず発注者と協議してください。

**5 デジタル技術の積極的な活用について**

工事等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、情報共有システム、遠隔臨場、WEB会議を積極的に活用するなど、対面機会の削減に努めることとします。